

韮崎市告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの企業版ふるさと応援寄附金に係る指定納付受託者を下記のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

韮崎市長 内藤久夫

記

名 称	所在地
株式会社JTB	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目1番 25号 JTBビル4階
株式会社エージェント	東京都渋谷区道玄坂2丁目25番12号
株式会社山梨中央銀行	山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号
株式会社カルティブ	神奈川県横浜市西区高島2-19-12 スカイビル
株式会社ユニメディア	東京都千代田区丸の内1丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館20階
株式会社ジチタイリンク	福岡県福岡市中央区薬院1丁目14番5号 MG薬院ビル